

記載要領（別紙1 関係）

- 1 「議決権の所有割合」の欄は、議決権の所有割合が 50%未満の場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社に該当する理由を併せて記載すること。
- 2 「2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値」における外国子会社の数値は、建設業者と外国子会社の決算日が異なる場合、外国子会社の会計期間に基づく数値をもって申請できるものとする。なお、外国子会社の数値は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の数値を用いて日本円に換算すること。
- 3 「外国子会社の工事種類別完成工事高」の表は、経営事項審査を受ける業種について記載すること。また、外国子会社の完成工事高を合算して記載すること。
- 4 「前々審査対象事業年度」の欄は、経営事項審査の計算基準の区分（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の11別紙一に記載された計算基準の区分をいう。）において「2年平均」を採用する場合には、記載を省略することができる。